

# 福祉医療部会 4つの事業

## 研究事業

- ・ 外部監査・監事監査・「社会福祉充実残高」の確認書作成等に関する研究
- ・ 研究成果をデータベースに構築し公開する（事例、Q&A等）
- ・ 社会福祉法人会計基準の活用に関する研究

## 教育普及事業

- ・ 社会福祉法人等を対象としたセミナー・研修会又は相談会の開催  
社会福祉法人会計基準の普及  
医療法人会計基準の普及  
外部監査・監事監査・会計・税務・労務・IT活用等に関する研修、相談会

## 調査・政策提言事業

- ・ 公益法人等の公開度（ディスクロージャー）調査
- ・ 公益法人の決算状況調査
- ・ 公益法人活性化のためのニード調査および行政への提言

## マネジメントサポート事業

- ・ 「社会福祉充実残高」の確認、監事等専門家人材の紹介
- ・ 税務・会計・運営・労務等相談室（個別相談会の開催）
- ・ 社会福祉法人なんでも・いつでも相談（TEL・FAX・メールによる相談）
- ・ 法人設立支援事業（手続き、理事・評議員募集、資金調達等の支援）

賛助会員（社会福祉法人・医療法人等、議決権無し）

入会金 5 千円 、 年会費 5 千円



特定非営利活動法人 NPOながさき

事務所 〒850-0918 長崎市大浦町7-22 コーポおおورا3F

TEL・FAX 095-826-1771 Eメール：[k-kawasaki@celery.ocn.ne.jp](mailto:k-kawasaki@celery.ocn.ne.jp)

URL <http://www.npo-nagasaki.jp/>

# 特定非営利活動法人 **NPO** ながさき

わたしたちは、

- ・ ワンストップで社会福祉法人等に必要な専門的サービスを、適正価格で提供します！
- ・ 社会福祉法人等の創業、育成事業を支援します！
- ・ 公益法人等が行う社会貢献事業を支援します！

## **わたしたちは、公益法人等を支援する専門家のNPOです！**

### **目的は**

この法人は、特定非営利活動を始め公益法人に関心を持つ人に対して、高度な知識と豊富な経験を有する会員相互の協力により、公益法人の会計・監査・経営に関する分野で、市民・公益法人・団体に対する教育普及並びに助言を行い、もって公益法人等の健全な発展を促進し、ひいては活力ある地域社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

### **事業内容は**

1. 公益法人等に対する監査指導
2. 公益法人等の活動に関する相談、活動促進のための調整及び交渉等に係る活動相談とコーディネート事業
3. 公益法人等の財務管理および組織管理等の運営に関する相談および助言に係るマネージメントサポート事業
4. 公益法人等の活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係る情報サポート
5. 公益法人等とその活動に関する調査研究および政策提言に係る事業

### **つまり**

現在、税理士17名、司法書士1名、社会保険労務士1名の会員が中心となって活動する公益法人等の活動を支援する、**専門家のNPO（特定非営利活動法人）**です。

### **正会員の名簿です**

有田俊郎（税理士）、芦塚健治（税理士）、荒木 宏（税理士）、川崎清廣（税理士）、近藤正敏（税理士）、白川憲一（税理士）、田中一誠（税理士）、豊村哲也（税理士）、中島政博（社会保険労務士）、波多野寛（税理士）、林博行（司法書士）、平山寿則（税理士）、深堀義彦（税理士）、松尾友平（税理士）、三谷利博（税理士）、弥長一昭（税理士）、梁瀬秀司（税理士）、吉岡恵一郎（税理士）、永田真弥（税理士）  
（五十音順）

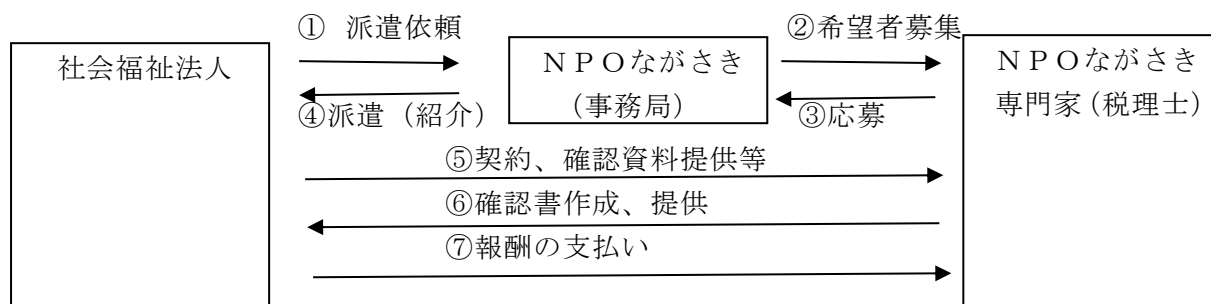
### **福祉医療等部会会員の名簿です**

部会長：川崎清廣（長崎市、税理士）、副部会長：弥長一昭（長崎市、税理士）  
田中一誠（長崎市、税理士）、平山寿則（長崎市、税理士）、松尾友平（長崎市、税理士）  
梁瀬秀司（長崎市、税理士）、豊村哲也（佐世保市、税理士）、白川憲一（五島市、税理士）  
近藤正敏（長崎市、税理士）、永田真弥（長崎市、税理士）

## 社会福祉法人向け、専門家派遣事業

### 1. 「社会福祉充実残高」の確認を受託する専門家（税理士）を派遣（紹介）します

#### ・業務の流れ



#### ・専門家報酬

収益額	負債額	報酬額
1億円以下	2億円以下	120,000円以下
1億円超	2億円超	180,000円以下
10億円超	20億円超	240,000円以下
20億円超	40億円超	300,000円以下
30億円超	60億円超	300,000円超

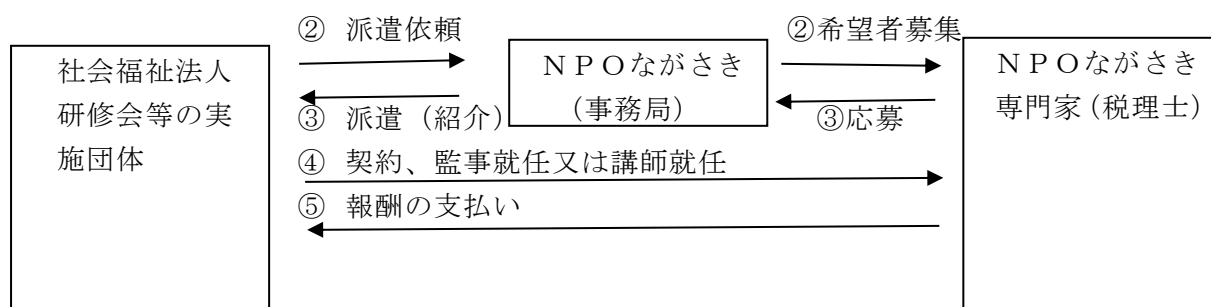
※上記報酬額は、「社会福祉充実残高」の確認を依頼された専門家（税理士）が、当該依頼した法人の顧問税理士や監事に就任していない場合を想定しております。

※上記報酬額は、標準的な業務時間を予定しています。従って、標準的な業務時間をオーバーする場合や、残高等の確認作業に標準時間以上の時間を要する場合等は、別途相談の上決定する場合があります。

### 2. 監事業務を受託する専門家（税理士）＝監事を派遣（紹介）します

#### 研修会等の専門家講師（税理士）を派遣（紹介）します

#### ・業務の流れ



#### ・専門家（監事）報酬

依頼法人の「役員報酬規程」によります。但し、当該報酬が、専門家（税理士）報酬と比較して大幅な格差（階差）がある場合は、「役員報酬規程」の見直しをお願いする場合があります。